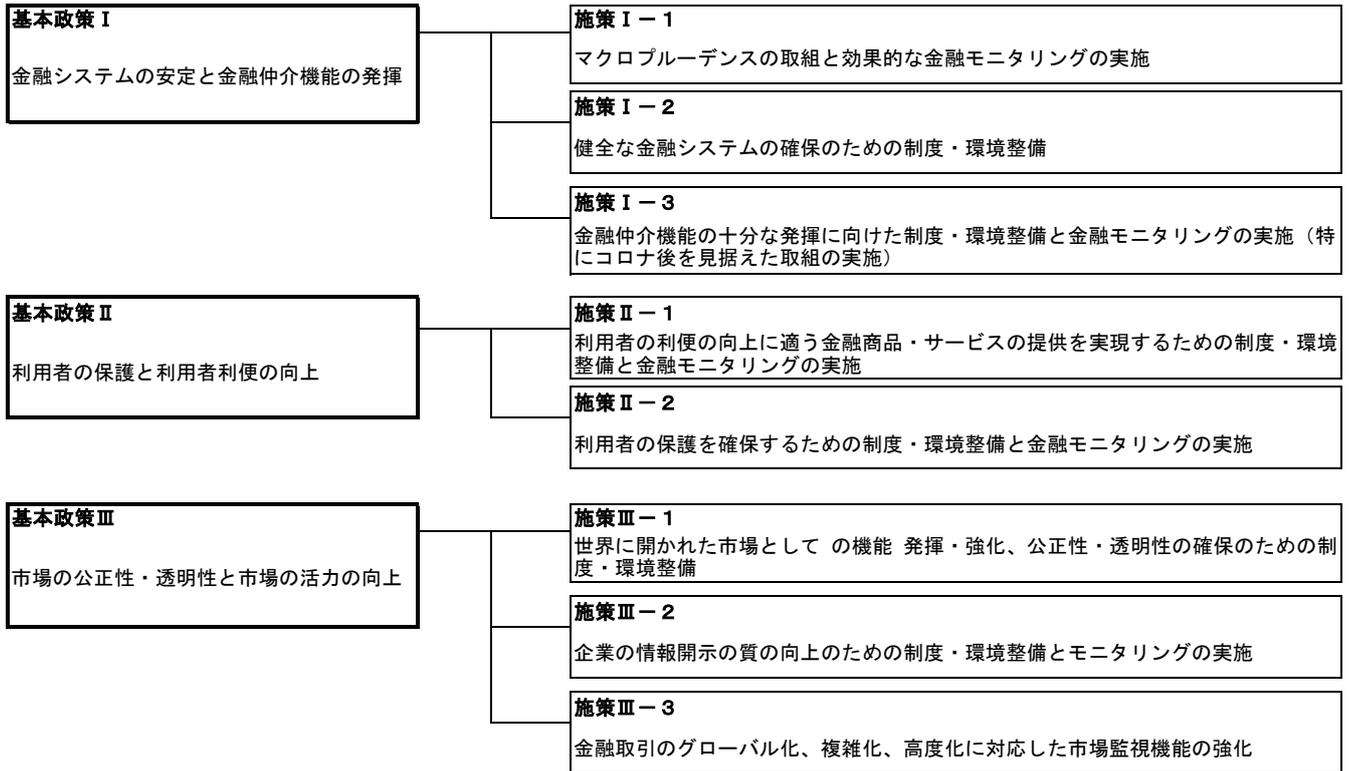


令和5年度実績評価書(要旨)

(評価対象期間: 令和5年4月～令和6年3月)

令和6年8月
金融庁

令和5年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



<横断的施策>

施策 1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
施策 2 サステナブルファイナンスの推進
施策 3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
施策 4 その他の横断的施策

<金融庁の行政運営・組織の改革>

施策 1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化
施策 2 検査・監督の質の向上
施策 3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

令和5年度における各施策の評価結果(要旨)

基本政策Ⅰ 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

施策Ⅰ－１ マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析（測定指標①）しました。

また、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針に基づくモニタリングの実施（測定指標②）や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施（測定指標③）するなど、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。

施策Ⅰ－２ 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

【達成目標】

金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

バーゼルⅢの国内実施に向け、関係者と十分な対話を行った上で改正告示・監督指針及びQ & Aを公表するとともに、バーゼルⅢの実施に伴う承認事項等について、審査・モニタリングを適切に実施、経済価値ベースのソルベンシー規制に関しても、基準の最終化に向けた検討状況の公表や保険会社における態勢整備状況の確認を行うなど、国際的な議論を踏まえた国内制度の検討及び整備を進めることができたほか（測定指標①）、名寄せデータの精度の維持・向上を図る（測定指標③）など、全ての測定指標で目標を達成することができました。

ただし、施策の目標と照らし合わせてみると、引き続き、国際的な議論も踏まえた関連告

示等の整備やバーゼルⅢの実施に伴う承認事項等の審査・モニタリングが必要であること、経済価値ベースのソルベンシー規制に関しては、7年度に導入することを念頭に置いた着実な検討など引き続き取り組むべき課題があることから「B」としました。

施策 I - 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と 金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）
--

【達成目標】

金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む一方で、物価高騰や人手不足の影響等が見られる中、金融機関に対し、事業者への資金繰り支援にとどまらない、経営改善・事業再生支援等について、累次にわたる要請を行い、事業者の実情に応じた支援の徹底を促しました（測定指標①）。

地域金融機関における経営改革に向けた取組について、丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援するとともに、ポストコロナを見据えた持続可能なビジネスモデルの確立に向けたガバナンスや金融仲介機能の発揮状況など金融機関の抱える課題に応じて、モニタリングを実施しました。特に持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある金融機関とは、経営基盤の強化に向けた実効性のある方策の策定・実行を促すため、個別の対話を行いました。また、地域銀行における株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況や、人的投資・人材育成の取組について、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組を促しました。（測定指標②）。

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（5年9月、6年3月）。また、計画の実施期間が終了した2金融機関が策定した新たな経営強化計画等を公表しました（5年9月）。さらに、金融機能強化法に基づく新型コロナウイルス感染症等に関する特例に係る経営強化計画等を適切に審査し、2件の資本参加を決定、金融機能強化法に基づく資金交付制度に係る実施計画を2件認定・公表しました（測定指標③）。

プログラムの実行を推進するため、プログラムの進捗状況として、民間金融機関の5年度上期の「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」等を公表し、同割合は4年度の33.9%から、46.7%へと大幅に改善しました。（測定指標④）。

全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促していく必要があることから、測定結果を「B」としました。

基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上

施策目標Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

【達成目標】

国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

NISAの利便性向上等のための措置が取られることとなったほか、新しいNISAの制度の趣旨や内容の周知に努め、個々のライフサイクルに基づいた適切な制度の活用を促しました（測定指標①）。

関係省庁や地方公共団体・民間団体等と連携し、国全体として資産形成に必要な施策を推進するため、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を策定しました（測定指標④）。

「金融事業者リスト」と、「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通KPI」を金融庁ウェブサイトで公表しました。また、「見える化」の充実やリスク性金融商品の販売・管理態勢の強化を促すことを通じて、金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着を図りました（測定指標⑤）。

さらに、障がい者や高齢者、外国人等の利便性の向上に向けて、上記実績に記載のとおり、それぞれ着実に取組を進めました（測定指標⑥）。

また、内閣官房・関係省庁をはじめとする関係者とも連携しつつ、資産運用立国の実現に向けた取組を進めました。【参照（施策Ⅲ－1）】（測定指標⑦）

上記の結果のとおり、測定指標②及び③を除くすべての測定指標において目標を達成することができましたが、資産所得倍増プランの実現等に向けて、引き続き取り組むべき課題があることから評価結果を「B」としました。

施策目標Ⅱ－２ 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融サービスの利用者の保護が図られること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融サービスの利用者の保護の観点から、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けたモニタリング（測定指標⑤）や新規業務・新商品のサービス提供の開始等を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組状況について対話を行う（測定指標④）など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備等を進めました。

そのほか、損害保険会社等にて発生した不適切事案について、保険業法に基づく業務改善命令等の発出の実施（測定指標③）、無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表の実施（測定指標⑦）を行うなど、多くの測定指標で目標を達成しました。

上記以外の測定指標についても、目標を達成したものの、今後も金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を引き続き促していく必要があること、また、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者等への適切な対応を引き続き行っていく必要があることから、評価結果を「B」としました。

基本政策Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

施策Ⅲ－1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

【達成目標】

市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」（5年4月公表）を踏まえた取組を進めました。その一環として、企業と投資家の実効的な対話の促進に向けた大量保有報告制度の見直しなどについて検討し、「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（6年3月）。また、改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（5年1月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと並びにコーポレートガバナンスに関する開示の拡充が行われたこと等を踏まえ、開示の充実を図る観点か

ら、記述情報の開示の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2023」を公表しました（5年12月公表、6年3月最終更新）。さらに、記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（6年3月）（測定指標①）。

国内外でのイベントの開催・登壇等を通じて、国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行いました（測定指標③）。

市場機能強化に向けて、金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」において検討が行われ、5年12月に金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書が公表されました。当該報告書の提言を踏まえ、6年3月に「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（測定指標④）。

市場インフラの安定性を確保するため、財務の健全性や業務の適切性等に関する監督上の着眼点が示されている監督指針に基づき、清算・振替機関等に対して必要な監督を行いました。また、取引情報報告の拡充に向けて、報告項目の定義等について明確化を図るため、5年11月にガイドラインの一部を改正しました（測定指標⑤）。

特定金融指標であるTIBOR及びTORFの頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関及びQUICKベンチマークによる取組をフォローアップしました。特定金融指標であるTIBOR及びTORFの欧州域内利用に関しては、将来の安定的な利用を確保するための方策について欧州委員会と協議を継続しました。（測定指標⑥）。

以上のとおり、測定指標の目標が全て達成されていることから、「A」としました。

施策Ⅲ－２ 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施

【達成目標】

企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえた対応（測定指標①）、IFRSの任意適用企業の拡大（測定指標④）等、企業等による情報開示の質の向上のための制度・環境整備に取り組みました。

また、有価証券報告書レビュー（測定指標②）や四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂（測定指標⑤）等、適正な情報開示、会計監査の確保のための取組を行いました。

EDINETの稼働率（測定指標③）については、目標値である99.9%以上を確保しました。

施策Ⅲ－３ 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

【達成目標】

市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

有用情報の収集を行い、4年度の取引審査件数を上回る取引審査を実施したほか、高速取引行為者等による取引の実態把握・分析を行い、高速取引行為による不公正取引に対して初めて課徴金納付命令勧告を行いました（測定指標①②）。

証券モニタリングの適切な実施に加え、検査終了件数ベースで4年度を上回る検査を実施し8件の行政処分勧告を行ったほか、投資者被害事案に対し積極的に取り組みました（測定指標③⑥）。

不公正取引や開示規制違反について迅速に対応し、勧告件数ベースで4年度を上回る課徴金納付命令勧告を実施するとともに、重大・悪質事案についての的確に告発を行うなど厳正に対応しました（測定指標④⑤）。

また、市場を取り巻く環境変化等を踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等に対する対応力の強化に取り組みました（測定指標⑦）。

法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集の観点から、情報発信の強化に取り組み、各種事例集を公表するとともに、4年度を上回る意見交換会等、講演及び寄稿を実施しました（測定指標⑧）。

デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化及び財務局との協働・連携の推進に取り組みました（測定指標⑨⑩）。

しかしながら、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化の中、我が国の市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資するため、中期活動方針等に基づく更なる市場監視機能の強化に引き続き取り組む必要があることから、測定結果は「B」としました。

（横断的施策）

施策1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応

【達成目標】

デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施することにより、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大）を図ること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

新たな金融サービスの育成普及に向けて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続的に実施しました（測定指標①）。

金融機関の一層のデジタル化・DXを支援すべく、国内外のフィンテック事業者等と金融機関との連携強化のためのミートアップの開催や、検査等を通じたITガバナンスの向上に向けた対話等を行いました（測定指標②）。

国外で開催される主要なフィンテックイベントへの参加、登壇を通じて、海外金融当局やフィンテック事業者との連携を強化しました（測定指標③）。

「Japan Fintech Week」やミートアップの開催等を通じて、国内外のフィンテック事業者と国内金融機関との連携強化に向けた支援を行いました（測定指標③）。

暗号資産交換業者が、ICO/IEOを含む本邦初の暗号資産を取り扱う場合、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産取引業協会において、更なる改善策を検討し取り組むことを促しました（測定指標④）。

暗号資産の期末時価評価課税に係る見直しについて、税制改正要望を行いました（測定指標⑤）。

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書を踏まえ、セキュリティトークンを含めて、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的である私設取引システム運営業務については、その業務を行うに当たっての認可を要さないこととし、第一種金融商品取引業者の登録により行えることとする旨の改正を含む「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（測定指標⑥）。

ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトを継続し、研究結果を国内外の事業者等との意見交換に活用すること等を通じて、ブロックチェーン/Web3.0領域での健全なビジネスの発展等に貢献しました（測定指標⑦）。

請求・決済分野のデータ連携の取組に係る金融機関向け説明会を、関係者とともに実施しました。（測定指標⑧）。

アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組に関

して、金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を行うこと等を通じて、学術研究の発展に貢献し、金融行政の高度化につなげました(測定指標⑨)。

以上の通り、5年度に設定した全ての測定指標で目標を達成したため、「A」としました。

施策2 サステナブルファイナンスの推進

【達成目標】

サステナブルファイナンスの推進を通じ、GXを含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援するとともに、関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う

【目標達成度】 A (目標達成)

【達成度の判断根拠】

改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」(5年1月施行)を踏まえた対応を行う等、企業におけるサステナビリティ情報開示の充実を図りました(測定指標①)。また、「ESG評価・データ提供機関向けの行動規範」の適用への賛同を呼びかけ、受入れを表明した評価機関等のリストを公表したほか、本邦市場でのGX・サステナビリティ投資商品のあり方について、関係者の認識共有を図る「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を設置した(測定指標②)。加えて、金融機関の移行戦略と進捗を理解・促進させるため、「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」として、ネットゼロに向けた金融機関等の取組みに関する提言(ガイド)を公表した。加えて、官民関係者が参画する協議体「アジアGXコンソーシアム」のキックオフ会合を開催し、アジアにおけるトランジション・ファイナンスの具体的手法の形成や案件組成につなげるための枠組みを設置した(指標③)横断的施策については、インパクト投資の推進に向け、基本的な考え方を示す「インパクト投資(インパクトファイナンス)に関する基本的指針」を公表したほか、幅広い関係者が協働・対話を図る場として「インパクトコンソーシアム」を設置しました(測定指標④)。

上記の結果のとおり、主要な測定指標において目標を達成することが出来たので、「A」としました。引き続き、ESG市場の透明性向上、金融機関による脱炭素への取組の強化、インパクト投資の促進等、サステナブルファイナンスの一層の推進に向けて必要な取組を進めてまいります。

施策3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応

【達成目標】

大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図るとともに、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること

金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保に向けた取組を推進すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

上記測定指標に記載のとおり、全ての項目において目標を達成しており、大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立等、達成すべき目標に掲げた内容を満たしていることから、評価結果は「A」としました。

施策4 その他の横断的施策

【達成目標】

基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策－1」、「横断的施策－2」及び「横断的な施策－3」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大）を図ること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

アジア・新興国や先進国等との国際的なネットワーク強化等を行いました（測定指標①）。

金融機関等のマネロン等対策の高度化に向けて、マネロン等対策に関する検査・監督などを実施しました（測定指標②）。

経済安全保障推進法の円滑な施行に向けて、政令等の整備、関係機関との連携、事業者との丁寧な対話に努めました。（測定指標⑥）

測定指標③④⑤についても、目標を達成するなど取組を進めることができました。

上記の結果の通り、全ての測定指標において目標を達成することが出来ましたが、引き続きマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化等に取り組んでいく必要があることから、「B」としました。

（金融庁の行政運営・組織の改革）

施策1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化

【達成目標】

金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融行政の質を不断に向上させていく観点から、各種有識者会議の開催や外部評価を実施し、有識者等からの意見等を踏まえ施策を検討するなど、積極的に活用しました（測定指標①、②）。

データ活用の高度化を進めていく観点から、高粒度データの収集・管理の枠組みの整備を検討したほか、金融機関からの徴求データと企業個社に関する外部データ等を組み合わせた分析を行うなど多面的な実態把握を推進し、こうした分析のツール化・可視化を通じたモニタリングの高度化等の検討を実施しました（測定指標②）

金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進しました。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施しました（指標③、⑥）。

金融庁の施策等の内容について、金融庁ウェブサイトやSNSを活用し、タイムリーかつ、分かりやすい情報発信を行いました。

金融庁ウェブサイトに関しては、Japan Weeks、新しいNISA制度等、令和6年能登半島地震について、特設サイトを開設し、情報を入手しやすいようまとめました。その結果、特設サイトを含む金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は、4億5,885万件（前年度比3.5%減）と昨年度とほぼ同水準となりました（測定指標⑦）。

金融庁公式Xでの投稿に関しては、原則、ウェブサイト公表と同時の投稿とする運用としたほか、一定期間開催するようなイベントについては、日々のイベントの告知や開催結果について毎日投稿を行うなどの工夫を施しました。海外向けの発信を要する施策については日英両アカウントから投稿を行いました。情報発信強化に向け、内閣府政府広報室主催のSNS研修に参加するなど、コンテンツ内容の見直しを行い、投稿内容の充実を図りました。結果として、フォロワー数は日英計168,603アカウント（同4.4%増）、いいね数は24,582件（同47.3%増）となり、より共感を得られやすい情報発信につながりました（測定指標⑧）。

アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組に関して、金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献し、金融行政の高度化につなげました（測

定指標⑩)。

上記の結果のとおり、全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政におけるデータ活用の高度化や金融行政に関する広報の更なる充実に取り組んでいく必要があることから、「B」としました。

施策2 検査・監督の質の向上

【達成目標】

金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと

【目標達成度】 B (相当程度進展あり)

【達成度の判断根拠】

検査・監督の手法の見直しに関して、これまで検討を進めてきた個別分野ごとの「考え方と進め方」及び重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、掲げた目標に向けて着実に取組を進めてきました(測定指標①)。

一方で、金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえて、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する必要があることから「B」としました。

施策3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

【達成目標】

全ての職員の能力・素質や仕事のやりがい・意欲の向上を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること

【目標達成度】 A (目標達成)

【達成度の判断根拠】

金融を巡る環境が大きく変化する中、金融行政そのものを進化させていくため、専門人材育成の枠組みのさらなる整備(測定指標①)を行いました。また、全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高める取組として、職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備(測定指標②)や、業務のさらなる合理化・効率化(測定指標③)を行い、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。